札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正 する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例の一部を改正 する条例

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例(平成29年条例第26号)の一部を次のように改正する。

## (1) 別表1中

Γ		Γ		
	1,000円		1,200円	
	1,200円		1,500円	
	1,500円		1,800円	
	3,000円	を	3,600円	に改める。
	700 円		750 円	
	850 円		950 円	
	1,000円		1,100円	
	2,000円		2,300円	

(2) 別表 2 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定 及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表1に規定する使用料の徴収は、この条例の施行の日前におい

ても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料に ついて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉱業寮条例第5条第1項の承認を受けている使用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (理由)

旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮の使用料を区民センターの集会室の使用料 を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。